

令和5年度 魚津市行政経営方針

新型コロナウイルス感染症は未だ終息が見えず、長期にわたり市民生活に様々な影響を及ぼしています。国内の景気は緩やかに持ち直しているものの、円安やウクライナ情勢など国内外における社会経済状況の変動により燃油や食料品などの価格が高騰し、追い打ちをかけるように地域経済や市民生活に大きなダメージを与えています。今後も引き続き、的確な感染拡大防止策や物価高騰対策等を講じながら、社会活動の活性化に努める必要があります。

また、少子高齢化が進行する中、人々の生活や価値観、働き方などが大きく変化していることから、人口減少対策をはじめ、多様化する生活様式や働き方に合わせた取組、激甚化する自然災害への対応、DXやSDGsの一層の推進など、急速に変化する社会への対応が課題となっています。

このような中、本市では、令和元年12月に策定した魚津市財政健全化計画に基づき行財政改革に取り組んできた結果、令和6年度末としていた財政健全化の目標を2年前倒しで達成することができました。今後は、新たに策定した魚津市中期財政計画を踏まえ、引き続き増加する社会保障関係費への対応や公共施設の老朽化に伴う新たな施設の整備等に向けて、計画的に行財政運営を進めるとともに、効率的で柔軟な組織運営等、多様化する行政ニーズへの対応に努めます。

また、令和3年度から12年度までを計画期間とする第5次魚津市総合計画では、最終年度に目指す定住人口を38,000人と定め、持続可能な活力ある魚津市を将来世代に引き継いでいくことを目的として様々な施策に取り組むこととしています。とりわけ若い世代を中心とした人口流出は喫緊の課題であり、人口減少対策を強力に推進していく必要があります。このため、今後も引き続き、市民や企業等との連携のもと、人口減少対策のほか、市の課題を解決するための施策を着実に推進し、将来にわたって輝く「ふるさと魚津」の実現をオール魚津で目指します。

これらを踏まえ、令和5年度に向けての行財政運営の指針となる「令和5年度魚津市行政経営方針」を以下に示します。

令和4年11月1日
魚津市長 村椿 晃

1 重点的に取り組む項目

(1) 重点施策

第5次魚津市総合計画に掲げる将来都市像「ともにつくる 未来につなぐ人と自然が輝くまち魚津」の実現を目指し、総合計画及び人口減少対策・地方創生に特化した第2期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策を着実に進め、本市の喫緊の課題である人口減少の克服と市内経済循環の活性化を図るため、重点的かつ優先的に取り組む施策を以下に示します。

① 魅力あるしごとの創出と育成

様々な分野における働く場の創出と活力ある産業の育成

② にぎわいある空間の創出

中心市街地の都市機能向上と集約化の推進、まちなかへの誘導によるにぎわい創出

③ 移住・定住の促進と関係人口の創出

移住・定住人口の増加と関係人口の創出、観光振興による魅力発信と交流によるまちづくり

④ 安心・安全な暮らしの確保

災害に強いまちづくりと安心・安全な暮らしを守る取組

⑤ 子育て環境・教育の充実

切れ目のない子育て支援の推進と学校教育の充実

⑥ 世代を超えた活力ある持続可能なまちづくり

特色ある地域資源を活用した地域主体の誰もが輝けるまちづくり

(2) 子ども達の成長を応援する施策の強化

少子化が進行する中、将来を担う子ども達が夢を持ち、心身ともに健やかに成長できる環境を整えるとともに、希望する誰もが、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進し、子どもや子育て世代等の増加につなげる必要があります。

このため、ふるさと寄附等を積極的に活用し、子ども達の成長を応援する取組を強化します。

(3) 社会の変化に対応した未来につなぐ施策の展開

感染症や不安定な社会情勢がもたらす変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長を維持し、未来につなぐまちづくりを進めるため、すべての施策の実施にあたり次に掲げる視点をもって取り組みます。

① 新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応

② DX・スマートシティの推進

③ ゼロカーボンシティに向けた取組

2 行財政改革の推進

第6次魚津市行財政改革大綱に掲げる基本方針「将来にわたり持続可能な自治体運営の実現」を目指し、次に掲げる計画に基づく取組を確実に実施します。

① 行財政改革集中プラン

市民サービスの向上と業務の効率化に向けて、集中プランに掲げる取組を着実に推進し、進捗状況等を広く公表します。

② 中期財政計画

財政健全化の目標を2年前倒しで達成したことから、今後は新たに策定した中期財政計画を踏まえ、計画的に行財政運営を進めます。

③ 定員管理計画

様々な行政分野におけるニーズの多様化・複雑化と新しい働き方に対応していくため、アウトソーシングなどを推進し、効率的かつ適切な定員管理を行います。

④ 公共施設再編方針

公共施設再編は総量の抑制を前提とし、将来を見据え真に必要な施設の整備と未利用施設の除却を進めます。

3 予算編成方針

(1) 基本的な考え方

行財政改革の取組により、財政健全化の目標を2年前倒しで達成しましたが、引き続き社会保障関係費が増加する見込みであるほか、今後、公共施設の老朽化に伴う新たな施設の整備を進めていく必要があることから、新たに策定した中期財政計画を踏まえ、継続的に事務事業の見直しや公共施設の再編といった行財政改革に努めながら、計画的に行財政運営を進めます。

また、多様化する市民ニーズや急速に変化する社会に的確かつ迅速に対応していくため、「重点的に取り組む項目」の実現に向けた取組に予算を重点配分いたします。

併せて、感染症の終息が見通せない中、物価高騰が今後も続いていくことが想定され、市税等への影響も懸念されることから、引き続き、国や県の交付金・補助金等を最大限に活用するほか、市税等の収納率向上や、ふるさと寄附の増収に向けた取組を進めます。

(2) 予算要求基準

予算要求基準は、次のとおりとします。

- ① 「重点施策」について、各種交付金等を活用しながら、その実現に向け具体的な効果が見込める取組（新規事業に限る。また、一部の奨励的な補助金は除く。）は、要求額の上限は設けない。
- ② 「子ども達の成長を応援する施策の強化（ふるさと子ども応援特別枠）」について、その実現に向け具体的な効果が見込める取組（新規事業のほか、既存事業の拡充分も認める。）は、事業費ベースで総額1.5億円程度とする。
- ③ 「社会の変化に対応した未来につなぐ施策の展開（未来づくり特別枠）」について、その実現に向け具体的な効果が見込める取組（新規事業に限る。また、一部の奨励的な補助金は除く。）は、事業費ベースで総額1.0億円程度とする。
- ④ 投資的経費は、国・県の予算編成、地方財政計画等を踏まえ、予算編成の過程で決定する。なお、道路・河川などインフラ整備については、前年度当初予算額を基本とする。
- ⑤ 義務的経費は、決算額又は実績見込みを踏まえ必要額とする。
- ⑥ 経常的事務経費は、一般財源を±0%とする。
- ⑦ その他の経費（政策的経費）は、一般財源を10%削減とする。

- ⑧ 負担金補助金のうち奨励的な補助金は、事業開始から最長3年で原則廃止とし、継続分及び新規分（ふるさと子ども応援特別枠の新規・拡充分のほか、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策の新規分は除く。）を合わせ、全体で一般財源を±0%とする。その他の負担金補助金は、決算額又は実績見込みを踏まえ必要額とする。